

総合討論

司会 上田 信・松原宏之

上田…パネルディスカッションに移りたいと思います。まず最初に登壇された方一人一人に、言い足りなかったこととか、あるいは、ほかの登壇者に対する質疑ということかたちでよろしい？ 松原先生。

松原…そうですね、そういったしましょうか。そういう感じで。

上田…はい。

松原…まずは、手短にご感想なりを頂戴して、その後に質問への応答へとだんだん移行するというふうにいたしましょうか。ご報告の皆さんお集まりいただきまして。

上田…はい、いかがでしょうか。梶谷先生から、登壇の順

史苑（第八二卷第二号）

番で、言い足りなかったこと、あるいは今日のほかの登壇者の報告に対するコメント、質問ということでお願いできればと思います。

梶谷…ありがとうございます。コメント欄のところで沼尻先生が報告者全員に関する質問として、「人権」を持つことができる資格・能力に当たる意味としての「人格」というものはどういう中身があるのか、その倫理性についてどう考えるのか」という質問をされていますので、それにお答えする形をとって、言い足りなかったことを補足させていただきます。

沼尻先生のご質問は非常に重要な点を含んでいると思

います。私の理解では、例えば「権利は責任が伴う」といった場合の「権利主体」ならびに「責任主体」は、おっしゃるように「人格」と不可分なものです。特にカント的な意味での、定言命法に従う倫理的・道徳的な主体は、その「人格」性と分かちがたく結び付いているように思います。

私の報告の内容に近付けますと、現代社会、すなわち発達したテクノロジーによって、人間の感覚であるとか社会における行動様式が大きく左右されるような社会においては——コロナ禍における状況がまさにそうだと思うのですけれども——この人格概念というのが二つの意味で危機にさらされているように思います。

一つは、「動物としての人間」という問題ですね。「人格」とは、人間と動物とを二分法でとらえることよって成り立つ概念だと思ふのですけれども、テクノロジーによって人間行動が管理されるという点では動物と大して変わりがないじゃないか、ということになると、その二分法が揺らいでくるわけです。

例えば、近年では、「人権」概念に代表される、今までは、「人格」の優越性から導き出されたと考えられてきた道徳観念も、どうやら人間が外的な環境に対応する中で進化の過程として形成された、という解釈がされるように

なってきた。そういう、いわば自然主義的なアプローチ、すなわち人間の観念や内面的な思考のあり方を、自然科学のロジックで説明できるという考えが支配的になりますと、神聖なる道徳主体としての人格といったものの根拠が失われてしまうわけですね。その「神聖なる人格」の不在を埋めるものとして生じてきたものこそ、中国型の幸福な監視社会であると私は考えているわけです。

もう一つ、「人格」概念が非常に脆弱（ぜいじゃく）なものになっていることの背景として、本日お話しした内容の中で言うところ「人民」という用語をどう考えるのか、という問題があるかと思ひます。人格を持った道徳主体というのはどちらかというと「市民」すなわち、政治的な権利を持った主体として表象されてきたと思ひます。ただ、そうすると政治に参加する意欲をそもそももっていないような人々の存在をどう考えるのか、という問題が生じてきます。そういった人格を持たない「人民」が、主体的な人格をもって政治参加する「市民」たちに対して異議申し立てを行う状態がいわゆるポピュリズムであり、現代ではそれが全世界的に勢いを増しつつあると思ふのですね。「人格」という概念は今述べたような二つの動きによって「危機」にさらされているのではないかと私は考えており、その動きの最先端にあるのが中国の

現状だと考えております。

ひとまずはそういう形で問題共有させていただき、続いてほかの先生方のお考えもぜひ伺いたいと思っております。

松原…ありがとうございます。では、まずは一言ずつということですので、登壇順に小野先生にお願いをいたします。

小野…はい、ありがとうございます。今の流れでいきますと、人格ということですが、私はあまり人格ということをきちんと考えたことがありませんので、ちゃんとしたお答えは難しいのですが、ただ、イスラームということを考えたときに一つ言えるのは、あらゆる秩序というのは神が決めたものであるという考え方がまずあるわけです。けれども、じゃ、人間が何かできないかという、もちろんそんなことはなくて、実際に具体的な秩序は人間がつくっていく。で、それをどう神のつくった秩序として根拠付けていくかという、そのやり方がそれぞれ多様だということだと思っております。人格はどういうふうに（捉えられるか）ということのお答えにはなっていないのですけれども、そのことを念頭に置いておいていただければと思います。

一方で、今日の報告の検討の対象だったチュニジアで

すけれども、先ほどのご質問で、ほかのムスリム諸国と比べてどうなのかというご質問がありました。その点で申し上げると、チュニジアというのは、まずフランスの植民地の下での影響がとて長くて、その間にイスラームの重要な言語であるアラビア語の教育が途絶えてしまっていた期間が長かったというのがあるんですね。もちろんムスリムであることをやめたわけではないし、やめるよう押し付けられたわけではないですけれども、一般の人々がイスラーム的な在り方をどのぐらい深めることができていたかという、ちょっと独立前は怪しかった期間がある。現代チュニジアのイスラームを考えるときには、その点は重要です。

さらに独立後、今日のご報告でもお話ししましたが、国家がイスラームというのを制度的にも教育でも管理してきた中で、自立的な動き、例えば宗教的な勢力みないなものが、政府と違うようなことであつたり、国家に反することであつたりをできないような状況にあつたので、ほかのムスリム諸国と比べると消極的イスラーム観みたいなものがチュニジアには見ることができのですね。特殊というほどではないですけれども、非常に国家が強い国だった。それが二〇一一年にガラツと変わってきたというところがほかのムスリム諸国と違うところか

と思います。共通するところもあるけれども、違うところを申し上げておきたいと思います。

私のほうからはもう一つ、飯尾先生に質問ですけれども、公共のサービスを教会が担うようになったという、そういう中で、福祉についてはどうだったのか。貧困者へのサービスタか、あるいは孤児だとか、そういうった、本来国家が担うようなことに教会が絡んでくるようになったのか、そこはそうでもないのかという、そこを質問したいと思いました。ありがとうございます。

松原：それはちょうど先生のご報告と飯尾先生のご報告が、ともに世俗と宗教の関係を問うておられますので、びつたりのご質問を頂きました。飯尾先生、どこからでも結構なのですが、まずはレスポンスをお願いします。

飯尾：まず、福祉に関して。今日は学校教育に焦点を絞ってお話しさせていただきましたが、医療や福祉、ロマの児童の貧困対策等でも教会の果たす役割は大きいようです。もともと、ポーランドやハンガリーでは教会が日常生活の中で入り込んでいて、今の政権はそれをさらに後押ししています。教会の関与する領域をどんどん広げていきたいというふうに政権側は考えているのではないかと思います。

それから、先ほどの人権と人格について、私もあまり

深く考えたことはなかったのですが、確かに人格という見方を入れると整理しやすいかもしれませんが。人権は自然権として人間が持つとされる権利で、人格は、国ごとに求められるものというのが違ってくるという違いがあると。私が報告したハンガリーのケースだと、この人格の部分、あるべき人間の姿を国家が決めていこうとしている部分があるのかなと。例えば、あるべき家族だとか、国民として求められる人格を定めて、国が枠をかけていき、それと、先ほどの普遍的な人権との間でずれが生じていると理解できるのかなとは思いました。

個別で幾つか質問を頂いていたのですが、ここで全部お答えしたほうがいいでしょうか。

松原：先にいったん橋本先生まで回して、またもう一度個別の話にいたしましょうか。

飯尾：はい。

松原：では、橋本先生。橋本先生はきつとお三方との関係に気がしながらお話しになったのだらうと思いますが、いかがでしょうか。

橋本：人格ということについてなんですけれども、人類学では人格に関する議論はたくさんありまして、人類学が伝統的に研究対象としてきたアーカイックな社会における人格概念は、西洋近代が前提とするような、確固とし

た、はっきりとした自己と他者の境界を分けるという、そういうものでは必ずしもないという報告がなされてきました。人格というのは、あるいは自己という概念もそうだと思うのですが、それ自体がアプリアオリに存在している、例えばはっきりとした外郭を持つ円のようなかたちとして存在するわけではなく、ぼんやりとした、あるいはそれ自体空虚な「人格なるもの」「自己なるもの」を支える、「人格」「自己」以外と思われてきた部分の侵入によって構成されるという指摘もあります。最近でも、西洋的な個人観、人間はインディビジュアルだと言う前提だと思わなくて、そうじゃなくて、人間というものはディビジュアルなんだというような話ですね。人格や自己を構成するものがいろんなところに分配されていることが、人間存在の在り方なのだという指摘があり、こうした議論を思い浮かべるかたちで私は人格概念を想定しています。

具体的にヌエルの事例で言うと、先ほど言ったように祖先集団、父系の出自集団に連なる死者もヌエルの「個人」というものを構成するのに入ってきますし、あるいは神、あるいは精霊というのも入ってきます。あるいは動物ですね、牛というののももちろん入ってきますし、まだ生まれていない子孫もそれに入ってくると思います。

史苑(第八二卷第二号)

そういった、自己とは別個のものと思われるものともにあるもとの人格概念というのがあります。沼尻先生がおっしゃってくださった、西洋的な価値と対峙(たいじ)する場についてということですが、それがまさに難民キャンプだと思わなくていい。

あそこへ移動したとき彼らはそれまでの人格を構成してきたいろんなものを捨てるといふふうに言われているような感じがするんですね。牛を連れて行ったりするわけですが、難民キャンプに入れることはできないですし、難民キャンプでの居住形態に関しても世帯のカウンターの仕方も違ってきます。キャンプ一世帯、一つのシェルターというような、ああいう家族の分割の仕方というものは、やっぱりキャンプを設置する側のロジックでできていると思うのです。で、キャンプではそういう個人が登録されて、管理されて、文書化されるといって、まさに確固たる「自己」というのがつくられていく過程だと思わなくて、そのへんに何か衝突があるのではないかなと私は思いました。

松原…はい、ありがとうございます。

梶谷…橋本先生に質問してもよろしいですか。

松原…ええ、お願いします。

梶谷…橋本先生が最初に、難民キャンプにおけるコミュニ

テイ形成に働くロジックとして、開発をすすめる側からの「人権保護」と、伝統的な親族関係をベースにした「親密性」という二つのものがあるとおっしゃったと思うのですが、前者のように伝統的な家族が外部からの介入によって区切られてしまうこと、それ自体が新しい親密な人間関係を生み出す契機にはならないのか、ということ伺いたいと思います。

橋本.. もちろんそれはあると思います。彼らは人間関係の築き方が柔軟なので、その場その場で社会関係を構築していくということはもちろんあるのですけれども、やっぱりそれまであった親族集団が切断されてしまうということはけっこうなショックなものとしてあるので、それはその新しい関係でなかなか癒されないかなというのはいえます。

梶谷.. すみません、私がお聞きしなかったことはそれとは少し別のことで、親族関係のような昔からある人間関係の復元力と、「開発」や「人権」の名の下に新しくやってくるインパクトによって形成される人間関係と、どちらのほうが優位であるのか、ということです。

橋本.. それは世代によってちよっと違うかなという感じがします。年配の人はそれまでの村落社会で築いてきたものがかなりアイデンティティーのよりどころであったりする

ので、若い人が多い難民キャンプだと年配の人は疎外感を感じる人が多いと思います。だからこそリーダーズみたいな自治組織をつくるのですけれども、若い人は比較的民族を超えて新しい人たちと関係をつくるというのを重視しているのです、その緊張関係が常にある点で、どちらが強いというのはちよっと難しいですね。

梶谷.. なるほど。それを見極めるにはもう少し長い期間の観察が必要だということでしょうか。

橋本.. それはそうだと思います。世代がやっぱり変わっていくと思うので。

梶谷.. はい、分かりました。ありがとうございます。

松原.. このあたりは歴史学と文化人類学の方法の違いにも関わりそうですし、またもう一度戻ってくることになりそうなお話ですね。

上田先生、他にもまだ個別のご質問も頂いていますが、いかがでしょうか。

上田.. 皆さんから全体に関わるような質問とかコメント、口頭でもいいかと思うんですけど、何か出ればと。

松原.. そうですね。いちど全体を見渡してみましよう。浦野先生、いかがですか。冒頭の提起に幾つかの大きなアイデアがあり、四つの報告が際立ったかたちでそれぞれにアイデアを頂いたと思うのですが、どんなふうにご覧にな

っているでしょう。

浦野：専門外の立場から興味深く拝聴しておりましたので、企画者のひとりとして、最後に発言を求められるかなと思っていました。

松原：最後がいいですか。

浦野：いえ、素人からの雑駁な発問をはじめのうちにさせていただくことも議論の呼び水になるかもしれませんので、今、発言いたします。

松原：ええ、そう思います。はい。お願いします。

浦野：私は、ちよつと梶谷先生のご報告は十分咀嚼しきれしていないというか、思想に深く関わることなのであまり理解できた自信がないのです。だからといってほかの先生のことをよく理解しているということでもないわけですが、一番印象に残ったのは、梶谷先生は最後に、経験ということをおっしゃっています。

梶谷：はい。プラグマティズムのところですね。

浦野：ええ。それはキーワードと言いますか、プラグマティズムという言葉を持ち出されることで、実際そのことに当たって思考上も試行錯誤してみないと、何が正しくて、何がどうあるべきなのかとか、そもそも今起こっていることが何なのかということもよく分からないし、今後、何が定着するかとか何が消えていくのかとか、そうい

うことも分からないではないかということを示唆されているものと受け取ったんです。

例えば今後の社会のことを考えていくときに、われわれが今まで知っている思想とか、今まで知っているところの「人権」に対する考えとか、例えば今日のご発言の中でも、ある事象は問題だとか、こうした状態にあることは未熟だとか、欠点だといったご発言がご報告者の方々の口からときどき聞かれたのですけれども、そうした未熟だとか欠点だとか問題であるという言葉は、今までの私たちが持っている価値観に照らして半ば反射的・無意識的に口をつけて出てきてしまう判断だと思うのです。

だけれども、もしそういう、今までわれわれの知っている価値観だけで何かに対処していこうとすることができるのかどうか。例えば、これから科学技術がどんどん進んで、情報技術も進んでいくと、AIが社会を動かすようになっていくとすら言われています。しかし、AIは、少なくとも人間がアルゴリズムを設計する限り、人間のこれまで知っている知識や価値観、思想に基づいてつくり上げる手順に従って計算するわけですから、人間がコントロールしているという条件下では、何も新しいものを生まないというふうにも思われるのですね。旧来

からの人間の思想や価値観に基づいてAIも解決法を出すみたいな話だと、今日の難民キャンプの話にせよ、いわゆる開発者目線での最適解が示されるだけになっていくんだと思うんですけども、今日の先生方のご報告を聞いて、やっぱり一番印象深いのは、いずれの国や地域でも、価値観の見直しを含めて試行錯誤の段階であるとおっしゃっていたように思われることです。どの国、どの地域においても、民主主義、自由主義というのを標榜しない、あるいは標榜するけれども、WEIRD (Western, educated, industrialized, rich and democratic) の価値観を共有しないところでは、試行錯誤の段階であって、そこから何か新しいものが生まれてくるかもしれないのだから、まだわれわれはそれに対して評価を本当に下していないものかどうかという逡巡が共通しているように思われたわけです。

ハンガリーでは、ロマの学校を教会がつくるというのは、結局ロマの人たちにとって満足のいくものであるというお話がありました。それは、WEIRDの価値観からいったらそうじゃないだろうという話になり、EUの司法関連機関などが、そうじゃない、それは駄目だという判決を下すということになったりするのもかもしれないのですが、少なくともそういう事例がある。私が小野先生

に、判例はどうなんでしょうか、現実の仲裁の実践は法律とどう違うのでしょうかと伺ったのは、われわれが旧来の規範とか通念とかで解決しきれない部分で、実践を通じて何か新しい解決法を生み出しているんじゃないかと期待したからです。人間らしい価値観——それは沼尻先生のご質問の「人格」ということも関わってくるのかもしれないが——AIにプログラミングされた、いわば「上からの」価値観ではなくて、人間個々が社会生活の実践を通じて感じ、考えていくことで生まれる価値観が、既存の価値観や規範と軋轢を生みながらも、新しいものをつくり上げていくのではないかと思ったということです。

ですから上田先生のご質問は、例えば上田先生は研究者でいらつしやるので、研究者は本来そうあるべきなのかもしれないのですが、開発独裁的じゃないかとか、図式的に把握できないかとか、何か既存のモデルに当てはめようとする気持ちはどうしても逸ると思うんですけども、今日のお話は、そうすることに価値があるのではなく、既存のモデルから外れる事例がたくさん出てきているところ、このシンポジウムに私が期待していたとおりであったと思っております。このように申し上げることで、議論の方向性を定めたいということでは

ありませんが、とにかく話題の提供という趣旨でお話いたしました。

松原…ありがとうございます。そうですね、上田先生が途中で開発独裁のことをご質問になったのも趣旨はやはり似ていて、われわれのよく知っている開発独裁モデルに照らしたときに捉えられないものはどこなのかというご質問のようです。

浦野…なるほど。

松原…恐らく梶谷先生のお話ときつとつながってきそうな気がいたしますし、フォレさんが今上げてくれたご質問^②も、もしかしてちよつと近いですか。リベラルという、われわれがよく使う基準みたいなものは何かという、そのご質問ですかね。

上田…今の浦野さんが言われたことと非常に、今のフォレさんの質問が重なっていて、例えばフランスにおける「ライシテ・ラシエ」(政教分離原則)の問題、例えば「シャルリ・エブド」紙事件に象徴されるムハンマドの風刺画を描くのがいいのかどうかという問題について、私の直感からすると、再検討が必要に思えてきます。フランスにおいてもイスラームの人が増えている状況の中で、いわゆるヨーロッパ型のリベラルというものがやっぱり大きく揺らいでいるという状況で、それが今のフォレさんの質問

とも関わるし、ヨーロッパを含めてあらためて再検討する必要があるのではないか、さきほどの浦野さんの言葉で言うと試行錯誤の段階に入ったと思います。

松原さんが専門に研究しているアメリカにしても、トランプといったこれまでになかった政治家が登場するなど、全く新しいかたちでの試行錯誤というのが始まっているなど感じています。そういう意味で言うと、いわゆるヨーロッパ型のリベリズムと言っていたこと自体も、まさに試行錯誤の段階に入っちゃったということだろうなど。そういうことにおいてフォレさんがもし発言していただければと思いますので。

フォレ…すみません、皆様のご返事を聞いたときに、何か、重なっているなと思ったのですけれども。ただ、疑問点だけは、ヨーロッパがリベラルというイメージは、人類学、特にフランスのエマニュエル・トッドの業績が示したように、家族体制、家制度みたいなものと、政治体制の関わりを見て、まずほとんどの北フランス、イギリス、オランダや北ヨーロッパの国々以外は、やっぱり権威主義的な家族体制が圧倒的に多いということと、あとは二〇世紀の西ヨーロッパだけを取ると、各政治体制を見ると、イギリスは何世紀も前からリベラルですけれども、フランスは二〇〇年ぐらい、一五〇年? 第三共和

国？ それ以外の国々は、ドイツとかは戦後。で、スペイン、ポルトガルは一九七〇年代以降。ほとんど国際政治と関わっていると思いますけれども、それはアメリカの影響と、あとはEUの影響だけで、でも、元々、本来の国家の形勢は、リベラルよりはやっぱり権威主義的な国家体制が多いみたいですね。

松原…なるほど。それは飯尾先生のご報告とも重なっているように思えます。西ヨーロッパの限られた地域をみるとリベラルな体制が優勢のように思えても、より広い地域で考えればそんなことはないだろうということですね。家族の問題においてもそうかもしれないし、ドイツのナチズムの問題を逸脱と言って済むのかというような。

フォレ…というか、ナチズムだけではなくて、その前、大ゲルマン帝国も国家の形成があって、リベラルではないわけですね。イタリアもちよっとまた違いますけれども。

松原…そうですね。というようにことを伺っていくと、既にチャットで頂いている具体的な問いにお答えいただきたい、ふたたび戻って来るというのはいかがかと思うのです。

一つは、直接には飯尾先生宛てに出されている、これは開発独裁と呼んでいるものかどうかという関係にあるのだろうかという質問です。これは恐らく梶谷先生の話ともつながっていくと思います。現代中国でやっている、

強権的に見えるようなものとは一体どういう状況にあるのか、もう一度お話しただけじゃないかということになりましょうか。

第二に、直接的には小野先生かもしれませんが、セクシュアリティの問題。質問なさったのは上田先生でしたか。

上田…はい、私からの質問です。

松原…上田先生のご質問は、小野先生の報告に宛てたものですが、飯尾先生にもう一度戻す格好になっています。ハンガリーのオルバン政権のジェンダー、LGBTなどへの対応はどのようになっていくかと問うて、これはもちろんチュニジアの場合はどうなっているのかといった質問を含んでいると思います。いったんこちらをお願いいたします。まずは、飯尾先生でしょうか。

飯尾…はい。今の体制が開発独裁とどう違うのかということ。開発独裁という政治的な面で権利を制限して、経済発展を進めるということだと思います。私は、「イリベラル体制」という言葉を使いましたが、一般には「イリベラル・デモクラシー」と呼ばれたりします。つまり、民主主義であるという点は崩さないですね。先ほど人格の話がありましたけれども、求められる倫理観を備えたハンガリー人の政治参加は確保すると。統治の正当性

はあくまでも民主主義に置いています。ただし、個人の自由、特に政治に参加する権利でなく、先ほどの、人権に含まれる自由のほうを制約していく。開発独裁と比較するには、むしろ社会主義時代の最後のほうがいいのか、なという気はします。

松原…今のお答えを、梶谷先生、お聞きになっていてどんなふうコメントなさるでしょう。中国の状況をどう考えたらいいいのかなど、もろもろありそうですが、好きなところを選び出していたら、いかがでしょうか。

梶谷…はい。まず「開発独裁」をどう考えるのかということですけども、開発独裁という概念を、現在のいわゆる権威主義体制—これは中国であれ、ハンガリーであれ—そうだと思うのですが—に適用するのはあまり適当ではないと個人的には思っています。

というのも、一つには「開発独裁」というのはやはり冷戦期に形成された概念であるということがあります。要するに、イデオロギー的には社会主義を採用しておらず、アメリカ側に属しているんだけど、政治形態がリベラルではない、そういう体制を指す言葉だ、ということですね。もう一つは、「開発独裁」という概念が発展段階論の中に位置付けられているということがあります。今は経済を優先させるために政治的自由を制限して

いるけれども、時間がたつて人々が豊かになったら民主化するのではないか、というものであったわけですね。

しかし中国など権威主義国家の現状はどうでしょうか。これは冷戦をどう捉えるか、という点にも関係しますけれども、要するに冷戦の終結によって明確なイデオロギー的な対立が存在しないという状況の下で、政治的な自由を抑圧しつつ、経済発展を行うような国が出てきている。ここが一番大きな違いですね。

また、かつては「開発独裁」の統治手法として産業政策が重要である、国家が経済に介入するのが開発独裁だ、というふうな理解があったと思います。しかし現在では、産業政策自体に対する評価が主流派の経済学の中でもかなり変わってきています。従来の主流派経済学というのは、産業政策を、基本的に競争をゆがめるものとして低く評価をしていた—先進国になればそんなものは必要ないと段階論的に考えていた—のですけれども、現在では産業政策の再評価が進み、特に情報産業の育成においては重要だという認識が強くなっていると思います。結局、中国においてなぜアリババとかテンセントとかが伸びてきたのかというと、要するにGAFAMなどのサービスの利用を制限して国内の企業を育成しなければ、独占に対抗することはできない、という幼稚産業保

護論的な考えが政府にあったからです。これをさらに後押ししているのがコロナ後の世界情勢だと思います。例えばバイデン政権の経済政策のリストを見ると、産業政策のオンパレードですよ。これには中国に対抗するという意味もあると思いますが、産業政策の実施が必ずしも権威主義と結び付かなくなった、ということも大きいと思います。

三つ目に、グローバル化が進む中で中国などの権威主義国家と、リベラルな政治体制を持つ国々との間の相互依存関係というのがはるかに強くなっているということがあります。これに注目したのが、経済学者のブランコ・ミラノヴィッチによる『資本主義だけ残った』だというわけです。現在の権威主義国家と経済との関係は、そういった点に注目しなければ捉えられないと考えています。取りあえず以上です。

松原…ありがとうございます。今一つチャットに質問が入っているのですが、先に飯尾先生に戻して、さらに小野先生にもご発言いただきます。結婚の問題までは触れていますが、LGBTQといったあたりまでを射程に含むと話はどうかというのかというのが質問だったかと思えます。飯尾先生、小野先生にお願いをして、もしかしたら橋本先生も何か言うかもしれないというところでしょうか。

お願いします。橋本先生にはチャットで質問が入っていますので、こちらも少し見ていただいて。お願いします。

飯尾…はい。私のほうに頂いている質問は、今の政権のジエンダーやLGBTQへの対応はどうなっているのかということです。基本的には、LGBTQには否定的で、厳しい対応を取り続けています。報告の中でもお話ししましたが、新しい国をつくる中で、キリスト教的な伝統と家族を基盤に据えていて、それにLGBTQは反するんだということ。かなり横暴に、憲法を改正したりして家族像を定め、同性婚の養子縁組を禁止したりしています。一番問題になっていたのは、憲法が改正されたときに、その最初のほうで、「ハンガリーは、男性と女性との間の結婚制度を守る」として、「母は女、父は男」ということを明文化したことです。先週の国内ニュースでも取り上げられていましたが、小児性愛者への処罰を強化するという名目で、子どもに対して学校で同性愛や性転換に関する情報を広め、教えたりすることを禁止する法案も提出されました。非常に厳しい対応を取っているというのが現状です。

松原…ありがとうございます。小野先生にも今の問いを少し取り上げていただいてもうちちょっと考えてみたいと思います。

小野…はい。恐らく皆さんは、LGBTにイスラームは厳しい態度を取っているというイメージだと思います。実際にイスラーム法では同性間の性交渉、これは禁じられています。しかし、これはよく言われることですけれども、実際にはかなり、前近代のイスラーム世界では、男性同士の性愛というのは寛容に見られていたとされています。いや、そんなことはない、前近代においてもそれなりに厳しい見方があったという議論もありますが、でも、少なくとも言えるのは、チュニジアでは、ソドミー法というのが二〇世紀の初頭に決められて、男性同士の同性愛についての刑罰が決められるのですが、実はそれはフランスの植民地下なんです。イスラーム法の刑法としてそういうふうに定められたわけではない。それについて、最近もちろん議論があります。で、LGBTに対して理解を求めるような人たちというのもあるし、逆に、いや、それはイスラームの教えからすれば駄目だという人ももちろんいるのですが、じゃ、理想の家族像がイスラーム的だからなのかという点、そこには私はすごく疑問を感じています。それは、なぜか。

今イメージされる一組のカップルと子どもで構成される家族というのは、イスラーム法では想定されているものではないのです。はつきりと、そういった

家族像がイスラームの思想家の中で現れるのが二〇世紀初頭、近代になってからなんです。それよりは男性父系の親族の絆、紐帯（ちゆうたい）というのが非常に重要です。結婚も、イスラーム法はいとこ婚が認められている。それどころか、好ましいものだとはいふうに考えている人たちも多いぐらいで、広く親族の紐帯が、結婚、あるいは仕事のつながりなんかでも重要になっていきます。ところが、もともとコーランはそういった父系の血族の絆を断ち切ろうというのが最初にあったというふうが考えられるんですね。にもかかわらず、イスラーム法がつくられていく中で、父系の血族を、先ほどの相続の優遇もそうですけれども、保つような方向で発展した。これが、二〇世紀に入って、植民地下にあつて、さらに独立したときに、そうした父系血族の紐帯を断ち切ろうということになったのです。身分関係法の中で核家族的な家族という像を強く打ち出すような方向に行きます。だから、相続の在り方も、親族、男性父系血族をあまり優遇しないようなかたちでの改正が行われました。

そういった事情ですから、家族の在り方とイスラームの在り方というのが、恐らく皆さんが最初にパッと想像されていたようなものではなくて、時代によって変化もあるし、また政治とももちろん大きな関係があるという

ことです。そういう中で、もちろんLGBTについては、今後いろいろ変わっていくところがあると思います。先ほど申し上げたようなイスラームの文脈でこれを認めていくような流れというのもし少しずつですけども起きていまして、それは、国や地域によって違うと思います。以上です。ありがとうございます。

松原…なるほど。LGBTQの話まで射程を広げても、やはりフェミニズム対イスラームといった単純な二項対立の構図では理解できない歴史的な経緯があることが分かってくるわけですね。

橋本先生、先ほどチャットに入ってきた杉山さんからのご質問は、こちらに直接でも結構ですし、今のやり取りとも少し関わっていきそうであればこちらに振っていただいても結構ですし、自由に扱っていただければと思います。ですが、いかがでしょうか。

橋本…はい。では、今の流れで、アフリカの場合も、性的マイノリティーと表現される人たちに対する処罰は厳しく、死刑、終身刑というのが並んでいます。難民キャンプでも性的マイノリティーの迫害の問題というがありますし、あるいはそうした方々が難民認定されて居住している場合もあります。本当に皆さんおっしゃられるように、複雑でいろんな歴史を含む問題かなと思います。

一方で、ユエル社会では、女性同士の性愛というのは大きな問題とはされておりません。男性同士の性愛には大変厳しいですけども。これはまた性愛とは別の問題なのですが、子孫を残すために女性同士の結婚というのは認められています。このように社会によって複雑な「家族」の概念や関係があります。こうした問題の背後にある家族関係やそれを支える論理とどうするか、こうしたものを知る必要はないというなかなかたちで議論が進んでいるような気もするので、人類学者が説明をする必要があるのかなと思います。

一方で、アフリカの人たちは、われわれの伝統ではそれ（同性愛）は認められないんだというようなことを主張しますが、やっぱり本当にそれが伝統だったかというのはよく分からない部分があつて。というのも、ミシヨナリーが来て説教したときに、やっぱりそれ（同性愛）がいけないんだというなかなかたちで教え込まれているのかもしれない。敬虔（けいけん）なクリスチャンの方々も多く、実際にアフリカの教会でそのように教わり、それが伝統だというふうに語られるようになったという側面も一部ではあるのではないかと思います。

そこからチャットにあるご質問に入っていきたいと思うのですが、これも難しい問題で、なかなか返答に窮し

てしまうのですけれども、やっぱりディビジュアリティ
ーというのは、いろんな社会あるいは個人にあるという
のは本当にそのとおり。今回の発表でも、自身の反省
点というか、毎回、人類学はそういう傾向にあるのです
けれども、便宜的に西洋近代というのを一枚岩化して批
判的に論じてきたというのは慣習的にあるんですね。で
も、やっぱり西洋近代というふうにくくられるものの中
にも歴史性と言うんですか、インディビジュアルという
ふうに言われてきたものの中にもやっぱりディビジュア
リティというのは入ってくると思います。そういった
ところを長い歴史の中で見ていくその系譜学のようなも
のを、どこかでどなたかがやっていらっしやるかもしれ
ないのですけれども、自分自身勉強したいと思います。

それと同じように、いろんな社会、もちろん日本も人
権について、何となくふわふわした感じでイメージされ
ているだけなのではないかと思えます。特定の社会にお
ける「人権」がどんな構成要素によって成り立っている
のかというのはもちろん歴史的に変化してきているのだ
と思えます。日本だと、「世間」みたいな考え方がすご
く根強いので、そういった他者の目みたいなのがいか
にその概念の中に入ってくるのかというのを、同じ「人
権」という言葉を使っている、実際表出してくるもの

というのは違うと思うので、そのへん、今後も比較検討
の余地があるのかなと思えました。

松原・上田先生、もう時間は過ぎてしまっているのですけ
れども、もうちょっとだけいきますか。

上田.. そうですね。ちょっと時間が過ぎてしまっています。
なかなか結論が出るという問題ではないので、それぞ
れ今日来ていただいた方がこのテーマというのを持ち帰
っていたいただいてまた議論ということになるかと思いま
す、このあとまた懇親会というようなものがありますの
で、そのときにフリーにいろいろまた質疑応答とか、あ
るいは、ちょっとこういう話題もあるよというようなか
たちで発言していただくような場はあるかと思いますの
で、それではひとまずここでちょうど。

沼尻.. すみません。ちょっともう時間なんですけれども、
最後に一言いいですか。

上田.. どうぞ。お願いします。

沼尻.. 最初質問して、そのあとお答えいただいて、何も私
のほうから言っていなかったものですか一言だけ発言
します。つたない質問に答えていただきまして、分かり
にくかったと思うのですが、ありがとうございます。

私が言いたかったことは、橋本先生が最後に言われた
ことと関わっていて、日本現代史を研究していますと、

人権という言葉はふわっとしていて、それがなにゆえかという点、そもそもその権利能力を持っている、その資格を持っている人が一体誰なのかというところが、日本でも曖昧な感じがしています。

例えば日本における外国人の人権を考えた場合、一九八二年が、外国人の福祉問題に即して言うところと福祉元年という言葉方をしますように、戦後史のなかで一定の浸透がみられるように思いますが、まだまだ歴史が浅いようにも思うのです。その点を考えてみると、人格というものを問う直す意味で、梶谷先生のご意見がすごく刺激的で興味深かったです。

梶谷先生のご意見とかかわりがあるかどうか分らないのですけれども、私はチャットに書いた、村上淳一さんの議論の、カントがどちらかという行為に基づき人格というものを捉えることによってそれまでの身分制的な人格というものを打開していく一つの鍵になったという点が、重要と考えています。でも、カントは、一方で帰責能力ということを言いますので、差別的なところも含まれるわけですから、そういう行為に基づく人格の考え方もないものが、どちらかというところと日本の場合弱いわけです。そういう観点からすると、歴史的にさかのぼって人格を、人権の前提となる人格の問題というのを

考えていく必要がある。それがその後、現状に至るまでにどう響いてきているのか。一方で、確かに人権への関心は一九八〇年代以降日本社会の中で高まっていくのですが、他方で難民の受け入れが極端に少ない問題や入管における虐待問題などに見られるような問題もある点を考える必要があると、そんな関心があつて質問させていたいただきました。すみません、時間がないところ。以上です。

松原… いえいえ、ありがとうございます。今のご質問というコメントを頂くと、全体に見通しが付く感があります。ちょうど橋本先生がおっしゃった人類学者がよく思ふ浮かべるところの一枚岩的西洋という指摘、梶谷先生がおっしゃった先験的制度尊重主義という論点と近いのかなと思います。

今日四つの報告を伺うと、それらはいずれも歴史的に、その場その場の状況に応じてよくよく検討する必要があるということがよく分かってまいります。沼尻先生がおっしゃったように、歴史的にもっと長時間軸で考えることも大切に思われます。今回よく触れられなかった、ハンガリーがいわゆる国民国家というよりも、ハンガリー帝国の系譜を引いた非常に複雑な経緯の中でできてきた国家であるとか、イスラームが、チュニジア一国の宗教ではなくて、より広域にある宗教であるとか、実はもつ

と扱うべきことがあることがよく分かります。ともあれ、歴史的な経緯をより追っていく必要が見えてきて大変勉強になったということかと思えます。

そして、梶谷先生が強調なさった点は繰り返し思い起こされることです。先験的・制度尊重では十分でないということは分かるとして、それが直ちに功利主義的な「幸福な監視国家・中国」というかたちしかないのか。プラグマティズムの考え方で見るのか、ピール、市民でなくてピールというのをもう一度どう捉えるのか。もしくは、これは橋本先生から言うならば、難民のレベルまで下りてもう一度ちゃんと考えてくれという話になるのか。いずれにしてもまだまだ検討していくことがありそうです。課題は随分とはつきりと分かかってきて大変刺激的なお話を頂いたということかと思えます。

上田先生、このぐらいでよければ。
上田：はい。多分いつまでたつても議論は尽きないという感じですが、ひとまずここでシンポジウムは終えさせていただきます。

註

(1) 沼尻晃伸（立教大学）：総合討論向け質問です。各報告が想定している「人権」を持つことができる資格・能力にあたる意味の「人格」の内容はどのような中身（倫理性をばらんでいる？）でしょうか？かつて村上淳一が論じたように、「人格」は歴史的にみて倫理性（身分的な）をばらんでいる、そのことと西洋的な「普遍的価値」とは対峙する国家の政策を生み出し、摩擦をひき起こす（あるいは問題を打開する？）一因になっているように各報告を拝聴して感じたため、このような質問をいたしました。

(2) マチュー・アンリ・ダニエル・フォレ（立教大学）：今日の御発表においては、「人権」あるいは「リベラル」という言葉が多く使用された気がします。そこに、「人権と向き合う現代世界」を考える一方、「人権」あるいは「リベラル」といった概念の歴史的構造を考えることも大事なのではないでしょうか。

英・米のリベラリズムはフランスのもの、あるいは日本のもとの異なる事実から、それぞれの社会について窺える側面を積極的に考えるのも大事だと思われまふ。ヨーロッパが本場にリベラルかという点、長期的に考えれば明らかではないかもしれません。

(3) 杉山茂（静岡大学）：Individualism（権利と責任）ではなく、多様な *dividuality* を持ちつつ、やはり個人であるという *individuality* がこの社会にもあると思うのですが（松田素二「ミクロ人類学」、そうした視点で、人類史的に、発表された中国やハンガリー、チュニジア社会の発表について、そして生活する日本社会についてコメントしていただけませんか？どうでしょう）。